



介護保険料決定通知書を65歳以上の皆さんに送付します

☎ 介護・高齢支援室
☎ 63-7599

65歳以上(第1号被保険者)の介護保険料は、平成30年度から令和2年度の本市の介護サービス費用が賄えるよう算出した「基準額」をもとに、所得に応じた負担となるよう11段階を設定し、令和元年度の市県民税課税状況などにに基づき決定しています。

7月中旬に皆さまのお手元に届きます介護保険料決定通知書を確認してください。

消費税増税に伴う軽減

10月に予定される消費税率の引き上げに伴い、65歳以上の住民税非課税世帯(所得段階第1段階～第3段階)の皆さんの介護保険料を軽減しています。

※右表を参照

		所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
本人が市県民税非課税	非課税世帯	第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.325	24,570円
		第2段階	合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.475	35,910円
		第3段階	合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.675	51,030円
本人が市県民税課税	課税世帯	第4段階	合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.90	68,040円
		第5段階(基準額)	合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	基準額	75,600円
		第6段階	合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	90,720円
		第7段階	合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	98,280円
		第8段階	合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.60	120,960円
		第9段階	合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	128,520円
		第10段階	合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.85	139,860円
		第11段階	合計所得金額が600万円以上の人	基準額×2.00	151,200円

空き家の利活用、安全な住環境を 空き家に関する補助について

空き家の利活用による移住定住促進、安心・安全な住環境づくりの促進を目的とし、空き家の改修または危険な空き家の除却に補助金を交付しています。



◆ 移住促進のための空家リノベーション支援事業(空き家の改修に関する補助)

対象 市外から名張市への移住者(※)
補助額 改修費用の3分の1以内、100万円上限

◆ 子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業(空き家の改修に関する補助)

対象 子育て世帯(15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を含む世帯)で本市への移住者(※)
補助額 改修費用の3分の1以内、80万円上限(空き家バンク利用の場合は100万円が上限)

◆ 特定空家等及び不良空家除却支援事業

- ・特定空家等…市が特定空家等の認定を行った建築物など(ただし、措置が命じられているものを除く)
- ・不良空家…次の①～③を全て満たすもの
 - ① 1年以上使用されていないもの
 - ② 延べ床面積の2分の1以上が居住用として使用されていたもの
 - ③ 構造の腐朽または破損などにより、著しく危険性のあるもの

◎不良空家に該当するかは、事前に提出する申請書に基づき、市が現地調査を行い判定して決定

対象 所有者(相続人)
補助額 工事費用の3分の1以内、30万円上限

提出書類など市ホームページからダウンロード可。補助金は予算がなくなり次第終了。詳しくは、問い合わせ先へ

☎ 営繕住宅室 ☎ 63-7740

近所ともめごとや家庭内の問題など 人権擁護委員にご相談ください

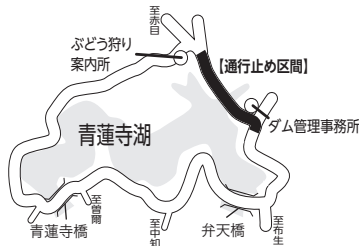
近所のもめごと、家庭内の問題、いじめ、セクハラなどでお悩みの場合、お近くの人権擁護委員が相談に応じます。◎相談無料。秘密厳守
名張市の人権擁護委員11人(敬称略・順不同)
▼北川 廣一(百合が丘西3) ▼國富 静代(つづしが丘南7) ▼福住 幸二(蔵持町原出)
▼植野 あさ子(桔梗が丘5) ▼久原 宏(つづしが丘北10) ▼坂井 啓子(下比奈知)
▼山本 進(梅が丘南4) ▼樫森 金介(新田)
▼富森 盛史(桔梗が丘1) ▼高嶋 英子(東町)
▼岩並 正見(赤目町柏原)
※福住 幸二さん、久原 宏さんは、6月30日付で任期満了になりましたが、再任され7月1日付で法務大臣の委嘱を受けました。

☎ 人権・男女共同参画推進室 ☎ 63-7909

青蓮寺ダム堤体上道路 通行止めのお知らせ

7月29日～9月中旬のうち、10日程度堤体上道路が工事のため通行止めになります(歩行可)。青蓮寺橋、弁天橋への迂回をお願いします。

※土日祝、お盆(8月10日～16日)は休工します。



☎ 青蓮寺ダム管理所 ☎ 63-1289

市の仕事(事務や事業)に対する ご意見をお寄せください

市が実施している事業の点検や評価を自ら行い、今後の方向性を示した事務事業評価シートを公表します。皆さんのご意見をお聞かせください。

いただいたご意見は今後の事務事業の方向性を考える上で参考にさせていただきます。

◎事務事業評価シート(内部評価)の閲覧方法
7月10日頃から、市ホームページに掲載するほか、市役所2階総合企画政策室や各市民センターに一覧表を設置

◎ご意見の提出は、下記の方法で問い合わせ先へ直接持参、郵送(〒518-0492鴻之台1-1)、電子メール(kikaku@city.nabari.mie.jp)、ファクス(64-2560)のいずれかで、住所・氏名・事業名・No(シート右上の4桁の数字)・意見を記入して提出

※いただいたご意見は、個人情報を除き市のホームページなどで公表します。
※電話での受付や個別の回答はいたしません。

☎ 総合企画政策室 ☎ 63-7389

平和を、仕事にする 自衛官募集

募集職種 ▼航空学生 ▼一般曹候補生
▼予備自衛官補(一般・技能) ▼自衛官候補生
受付期間【航空学生・一般曹候補生】9月6日迄まで
【予備自衛官補(一般・技能)】9月13日迄まで
【自衛官候補生】年間を通じて受付
※年齢要件など、詳しくは、問い合わせ先へ
☎ 自衛隊伊賀地域事務所 ☎ 21-6720

交通ルールを守ろう! 7月11日から20日は夏の交通安全県民運動期間

- ◇ 高齢者と子どもの交通事故防止
- ◇ 飲酒運転の根絶
- ◇ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ◇ 横断歩道における歩行者優先の徹底

☎ 都市計画室 ☎ 63-7749

